

## あきた結婚支援センター会員登録料補助金交付要綱

〔平成29年5月2日〕  
市長決裁

### （目的）

第1条 この要綱は、独身男女の出会いと結婚に資するため、一般社団法人あきた結婚支援センター（以下「支援センター」という。）への会員登録料を秋田市が補助する事業（以下「補助事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （事業利用者）

第2条 補助事業を利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 支援センターへの入会の申請手続きが完了した日（以下「入会日」という。）において秋田市に住所を有する者
- (2) 入会日において49歳以下である者
- (3) 過去にこの補助事業を利用した回数が2回未満である者

### （補助金の交付申請の委任等）

第3条 補助事業を利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）は、支援センターへの入会の申請をする際に、同意書兼委任状（様式第1号）を提出し、補助金の交付の申請、請求および受領に関する一切の権限を支援センターに委任するものとする。

2 支援センターは、前項の規定により利用希望者から委任を受けた場合は、当該利用希望者から会員登録料を徴収せずに会員として登録するものとする。

### （電子情報処理組織による委任）

第4条 前条第1項の規定による委任は、電子情報処理組織（子ども総務課の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と委任を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた委任については、書面等により行われたも

のとみなして、当該委任に関する規定を適用する。

- 3 第1項の規定により、電子情報処理組織を使用して委任を行う者は、市長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項および当該委任を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該委任を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、委任を行わなければならない。
- 4 第1項の規定により行われた委任は、同項の子ども総務課の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に到達したものとみなす。
- 5 市長は、第1項に規定する委任に署名、自署その他氏名又は書面等を記載すること（以下「署名等」という。）について、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書をもって、当該署名等に代えさせることができる。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、10,000円とする。

（補助金の交付申請）

第6条 第3条の規定により支援センターは、あきた結婚支援センター会員登録料補助金交付申請書（様式第2号）に、当該利用希望者が提出した同意書兼委任状を添えて市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定による申請は、1箇月ごとに一括して行い、原則利用希望者の入会日の属する月の翌月10日までに行うものとする。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、あきた結婚支援センター会員登録料補助金交付決定通知書（様式第3号）又はあきた結婚支援センター会員登録料補助金不交付決定通知書（様式第4号）により支援センターに通知するものとする。

（補助金の請求および交付）

第8条 前条の規定により、補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、あきた結婚支援センター会員登録料補助金請求

書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（1）提出した書類の記載事項が虚偽であると認められるとき。

（2）前号に掲げるもののほか、この要綱の規定又は交付の条件に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、あきた結婚支援センター会員登録料補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により交付決定者に対し通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成29年5月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱は、平成29年5月2日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成31年4月23日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱は、平成31年4月23日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後のあきた結婚支援センター会員登録料補助金交付要綱第2条の規定は、この要綱の施行の日以後に会員登録料を支払った者について適用し、同日前に会員登録料を支払った者については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年2月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前にあきた結婚支援センターへ支払われた会員登録料に係る補助金の交付については、令和8年3月31日までの間、なお従前の例による。